

定期利用を申請される方は利用規約、注意事項を確認し、署名欄に署名の上、提出してください。

＜利用規約＞

- 1) 本申請書は、品川区営自転車等駐車場（以下、「駐車場」という。）を定期利用承認を受けるための申請書で、承認書ではありません。
- 2) 駐車場は、利用場所を提供するものであり、車両をお預かりするものではありません。
場内での、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた損害について、一切の賠償の責めを負いません。
- 3) 重複申請や記入漏れ等があった場合は、不承認扱いとなり、受付できません。
必ず利用者本人が記入の上、申請を行なって下さい。
- 4) 定期利用の承認を受けた方は、承認書が郵送されます。
指定の駐車場の定期利用更新機にて、販売期間内に利用料金をお支払いの上、定期利用券（カード）と定期利用票（貼付け用シール）の手続きを行なって下さい。
- 5) 駐車場の定期利用申請をされた方で、住所・氏名・電話番号・車両等を変更したときは、遅滞なく下記サポートセンターへご連絡の上、手続きをして下さい。
- 6) 定期利用者が引き続き当該駐車場を利用する場合は、継続利用する前月の定期更新期間内に更新の手続きをして下さい。更新期間：毎月21日から28日の間
- 7) 各駐車場の定期利用申請者が定員を超えた場合、キャンセル待ち扱いとなります。
キャンセル待ちとなった場合の連絡等はいりません、予めご了承ください。
なお、定期エリアに空きが発生した場合には、定期利用のご案内を郵送いたします。
- 8) 承認書を受け取った方は、書類に明記してある期間内に必ず手続きを行なってください。
期間内に手続きを行わない場合は、キャンセル扱いとなりますので、十分ご注意ください。
- 9) 本申請書で得た個人情報、定期利用承認の目的以外で使用することはありません。

＜注意事項確認書＞

- 申請書は必ず利用者本人が記入し、申請受付にお越しください。
※ お一人様一契約となっております、同一名義で複数の契約は出来ません
自転車やバイク、駐車場が異なってもお一人様一契約となります
- 区民優先扱いを希望される方は区内在住を証明する物を持参してください。
※ 区内在住を証明する書類は後日の提示は受付できません、詳細は右記ページをご確認ください
- 区外扱いとなった方は、定期更新は1ヶ月ごととなります。
- 区外の方は、ご利用期間中であっても、区民の利用申し込みが増加し、各駐車枠が満車になった場合は、承認が取り消され翌日よりご利用できなくなる場合があります。
- 更新期間内に更新手続きを行わなかった場合は、自動的に利用終了となります。
再度利用希望の場合は新たに申請書を提出していただき、ご案内があるまでは、当日利用をご利用ください。
未更新のまま定期利用エリアに駐車されると、撤去移動いたしますのでご注意ください。
- 定期利用ご利用期間中に、パンク等で登録車両がご利用できない場合は、管理員から代車の承認を受け、所定の場所へ駐車してください。
- 三輪車（水色ナンバー）は、ミニカー（普通自動車）としての扱いとなりますのでご利用いただけません。
- 階数指定がある駐車場の1階エリアは、チャイルドシート付車両、高齢者、免除者、足腰の不自由な方を優先的にご案内させていただいております。状況によってはご希望に添えない場合もございます。
- 管理者の指示に従わない場合は、ご利用をお控えいただく場合がございます。

● 駐車場に関するお問い合わせ、定期利用・空き状況に関するお問い合わせは、下記、駐輪場サポートセンターまでお願いいたします。
NCD 駐輪場サポートセンター フリーダイヤル 0120-3566-21（24時間365日受付）
■ 品川区 防災まちづくり部 地域交通政策課 自転車対策係

区民優先扱いを希望されるお客様へ

区内在住を証明するものを申請受付時に管理員にご提示ください。

（※コピー等の提出は必要はありません※）

（1）顔写真と住所が確認できる場合は1点提示してください。

- ① マイナンバーカード（顔写真および区内居住住所記載の面）
- ② 免許証
- ③ パスポート（区内居住住所の記載あり）
- ④ 学生証（顔写真および区内居住住所の記載あり）
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 上記以外（顔写真・氏名・区内居住住所確認ができるもの）

（2）下記の場合は、2点提示してください。

- ① 保険証
- ② 社員証等
- ③ パスポート（区内居住住所の記載なし）
- ④ 学生証

本人宛の郵送物等
氏名・区内居住住所が
確認のできるもの1点

※上記の区内在住を証明する書類は
後日の提示は受付できません
必ず申請時に提示してください